第明治三十五種郵便物認可

平成２３年（フ）第４８８８号
東京都杉並区上井草２丁目35―16
債務者　川口　　司
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８８９号
東京都あきる野市伊奈1252―７
債務者　川窪実樹子（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９１３号
東京都北区中十条３丁目35―23―102
債務者　菊地　正敏
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９１４号
埼玉県熊谷市玉井３丁目31
債務者　柿沼　房子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９３０号
東京都墨田区東向島４丁目27―８―203
債務者　佐々木由紀子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９３１号
東京都中野区新井３丁目22―５―102
債務者　杉本真由子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９３４号
東京都大田区中央８丁目１―５―204
債務者　池田　直樹
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９４０号
東京都北区豊島２丁目21―６　シー・メゾンⅡ―203
債務者　武藤　亜季
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９４４号
東京都狛江市和泉本町４丁目７―13―408
債務者　吉野　由也
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９４７号
東京都葛飾区新小岩１丁目56―17―403
債務者　松村由紀子（旧姓花岡）
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９５３号
東京都稲城市東長沼2108―４
債務者　村井　正樹
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９５５号
東京都西東京市ひばりが丘１丁目４―28―302
債務者　伊藤　孝行
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９５６号
東京都稲城市若葉台１丁目49―15
債務者　清水　達男
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９６７号
神奈川県相模原市南区東林間４丁目12―７関野ビル３号
債務者　鈴木　　均
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９６８号
東京都足立区西竹の塚２丁目４―29―201
債務者　大中　　悠
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部